

高速自動車国道北海道縦貫自動車道
函館名寄線等に関する協定の一部を変更する協定

高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と東日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第4条中「別紙1-130」を「別紙1-142」に改める。

第5条中「別紙1-130」を「別紙1-142」に改める。

第13条中「別紙1-130」を「別紙1-142」に改める。

別紙1-130の次に次の別紙を加える。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道縦貫自動車道函館名寄線(輪厚スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道縦貫自動車道 函館名寄線

(2) 工事の箇所

北海道北広島市輪厚

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道高速東2号線 及び 市道高速西1号線	北海道北広島市輪厚	立体接続	輪厚PA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 21年 6月 20日

②工事の完成予定年月日 平成 21年 6月 30日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線(蓮田スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道 弘前線

(2) 工事の箇所

埼玉県蓮田市大字黒浜

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道蓮田白岡久喜線 及び 市道1260号線	埼玉県蓮田市大字黒浜	立体接続	蓮田SA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 22年 3月 21日

②工事の完成予定年月日 平成 22年 3月 31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線(白河中央スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道 弘前線

(2) 工事の箇所

福島県白河市豊地

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道白河中央インターチェンジ南線 及び 市道白河中央インターチェンジ北線	福島県白河市豊地	立体接続	

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 21年 8月 21日

②工事の完成予定年月日 平成 21年 8月 31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線(鏡石スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道 弘前線

(2) 工事の箇所

福島県岩瀬郡鏡石町大字鏡田

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
町道仁井田・笠石線 及び 町道鏡田121号線	福島県岩瀬郡鏡石町 大字鏡田	立体接続	鏡石PA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 21年 3月 26日

②工事の完成予定年月日 平成 21年 3月 30日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線(三本木スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道 弘前線

(2) 工事の箇所

宮城県大崎市三本木蟻ヶ袋地内

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道蟻ヶ袋自動車道東線 及び 市道蟻ヶ袋自動車道西線	宮城県大崎市三本木 蟻ヶ袋地内	立体接続	三本木PA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 21 年 9 月 20 日

②工事の完成予定年月日 平成 21 年 9 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

関越自動車道新潟線(長岡南越路スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道 新潟線

(2) 工事の箇所

新潟県長岡市浦地先

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道越路121号線 及び市道越路429号線	新潟県長岡市浦地先	立体接続	

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 21年 9月 20日

②工事の完成予定年月日 平成 21年 9月 30日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

常磐自動車道(三郷料金所スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

埼玉県三郷市小谷堀

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道1321号線 及び 市道1313号線	埼玉県三郷市小谷堀	立体接続	

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 21 年 3 月 26 日

②工事の完成予定年月日 平成 21 年 3 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

常磐自動車道(水戸北スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

茨城県水戸市飯富町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道123号	茨城県水戸市飯富町	立体接続	

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 21 年 3 月 26 日

②工事の完成予定年月日 平成 21 年 3 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

常磐自動車道(東海スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

茨城県那珂郡東海村石神外宿

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
村道1415号線 及び 村道1411号線	茨城県那珂郡東海村 石神外宿	立体接続	東海PA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 21 年 3 月 26 日

②工事の完成予定年月日 平成 21 年 3 月 28 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道千葉富津線(君津PAスマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道千葉富津線

(2) 工事の箇所

千葉県君津市大山野

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道大山野・曲作線 及び 市道大山野・五埴線	千葉県君津市大山野	立体接続	君津PA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 21 年 3 月 26 日

②工事の完成予定年月日 平成 21 年 3 月 28 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北関東自動車道(波志江スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の箇所

群馬県伊勢崎市波志江町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道1-504号線	群馬県伊勢崎市 波志江町	立体接続	波志江PA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 21年 3月 26日

②工事の完成予定年月日 平成 21年 3月 30日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

成田国際空港線(成田スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

成田国際空港線

(2) 工事の箇所

千葉県成田市小菅

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道295号	千葉県成田市小菅	立体接続	

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 21 年 3 月 26 日

②工事の完成予定年月日 平成 21 年 3 月 28 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

別紙 7 中、

	森	落部	八雲	国縫	長万部	黒松内ジャンクション
大沼	9.3	29.5	45.5	67.2	78.3	93.9

	豊浦	虻田洞爺湖	伊達	室蘭	登別室蘭	登別東
大沼	112.1	125.3	138.9	151.8	161.4	172.8

	白老	苫小牧西	苫小牧東	千歳	恵庭	北広島	札幌南
大沼	191.4	207.2	224.8	236.7	245.7	259.6	264.1

」を

	森	落部	八雲	国縫	長万部	黒松内ジャンクション
大沼	9.6	29.8	45.8	67.5	78.6	94.2

	豊浦	虻田洞爺湖	伊達	室蘭	登別室蘭	登別東
大沼	112.4	125.6	139.2	152.1	161.7	173.1

	白老	苫小牧西	苫小牧東	千歳	恵庭	北広島	札幌南
大沼	191.7	207.5	225.1	237.0	246.0	259.9	264.4

」に、

	北広島		北広島
恵庭	13.9		13.9

」を

	輪厚スマート	北広島
恵庭	10.0	13.9

」に、

	久喜白岡ジャンクション		久喜白岡ジャンクション
岩槻	13.6		13.6

」を

	蓮田スマート	久喜白岡ジャンクション
岩槻	7.6	—

」に、

	須賀川
白河	16.6

」を

	鏡石スマート	須賀川
	7.6	4.3
	矢吹	11.9
	9.9	17.5
白河	6.7	24.2
	21.8	28.5

」に、

	古川		古川
大和	18.0		18.0

」を

	三本木スマート	古川
大和	9.7	8.3

」に、

	荒川
中条	9.8
聖籠新発田	21.0
豊栄新潟東港	28.4
豊栄スマート	—
新潟空港	37.5

」を

	荒川
中条	9.7
聖籠新発田	20.9
豊栄新潟東港	28.3
豊栄スマート	—
新潟空港	37.4

」に、

	長岡		長岡
小千谷	15.7		15.7

」を

	長岡南越路スマート	長岡
小千谷	9.7	6.0

」に、

「

流山	
三郷	6.1

」を「

	三郷料金所スマート	1.9	流山
三郷	—		6.1

」に、

「

	那珂	11.5	日立南太田
水戸	11.8		23.3

」を

「

				日立南太田
			東海スマート	3.6
	那珂	7.9		11.5
	水戸北スマート	—	—	—
水戸	5.7	11.8	19.7	23.3

」に、

「

富津中央	
君津	9.2

」を「

	君津PAスマート	—	富津中央
君津	4.3		9.2

」に、

「

伊勢崎	
駒形	7.0

」を「

	波志江スマート	2.8	伊勢崎
駒形	4.2		7.0

」に、

「

新空港	
成田	3.9

」を「

	成田スマート	2.6	新空港
成田	—		3.9

」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、記名押印の上、各々 1 通を保有する。

平成 2 1 年 3 月 2 6 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理 事 長 勢 山 廣 直

東日本高速道路株式会社
代表取締役会長 八 木 重二郎